

# 2018. 10. 2資料

## 1, NPO法人クリーニング・カスタムズサポートの成り立ち

### ○1999年のMUFFIN記事

小学館の雑誌に「洗っていないクリーニング業者がいる」という記事が出て業界が騒然となった。私は全協を通じて小学館に行ったが、「間違いなくこういう業者はいる」とのことだった。当業界にはいろいろ問題があることを知った。



### ○2009年の建築基準法問題

2009年に発生した建築基準法問題は、クリーニング業界の体質をさらけ出す結果となったが、これを機にマスコミとの接点が多くなり、新聞記者からNPO法人の結成を提案され、実際に立ち上げた。

○始まってみたら、クリーニング会社で働く人々の相談ばかりだった。

クリーニング業界で働く人々は約40万人。これまで、何一つ話題になっていなかった。働く人々のケアはされているか、労働法は遵守されているか、今後は真剣に考えないとならない。



読売新聞 2014年6月記事

朝日新聞 2017年8月記事

## 2, 当方に寄せられた事例

### 事例 1

元クリーニング店員から残業代返還の希望がある。

- 営業時間＝労働時間で、基本的に残業代が出ない。夜12時を過ぎても出ない。
  - 残業代は個別に請求するが、売上の低さを理由に出ない。
  - 完全ワンオペで、二人で働いている時間も一人分しか出ない。
  - 繁忙期だけ「ダブリ時間」という制度があり、二人分出すというが、時間当たり売上が低いと出ない。
  - 何年働いても昇給も賞与もない。
  - 給料から毎月無断で互助会費500円天引きされ、盛大な宴会の費用に使用される。
  - 紛失品は店員が賠償させられる。
  - 品質が悪く、客から苦情があると自腹で他の会社にシミ抜きを頼む。
- ※弁護士を通じて労働組合を紹介され、団体交渉を行ったが会社は未払い残業代の支払いを拒否、労働組合は会社の各店舗にアンケートを郵送、多くの店員が不満を書き連ねた返事を返し、会社は未払い残業代、互助会費二年分など約60万円を支払う。翌年、元同僚が三名が同様の請求を行う。

### 事例 2

- クリーニング工場長から連絡あり。会社は低価格で有名なところ。部下達の待遇があまりに悪く、いくら会社に改善を要求しても直らない。ネットでNPOを見つけ、連絡した。
- 社員はタイムレコーダーなし、出勤簿のみで、残業代を支払わない。
  - 繁忙期は残業が当たり前、閑散期でも土日は毎回残業になる。通常の日よりも4倍も品が集まる。
  - 繁忙期には、午前1時、2時までやった日もある。現在でも土曜日はそう。洗い時間の短縮など、手抜きが横行。
  - ほとんどの店舗がオーナー制で、歩合で金銭が支給される。
- ※労働組合が結成され、活動中。

### 事例 3

- クリーニング店員から電話があり、残業代の問題で悩む（従業員400名の大手）。
- 店員をしているが、懐妊のため退社。残業代が支払われていないので、二年分を請求。
  - 会社は社会保険も雇用保険もない。
  - 経営陣は弁護士を連れてきて、「このことを他には言わないという誓約書に署名すれば、残業代を払う」という。会社に夫がまだいるため拒否。
- ※この人は組合に入り、会社と交渉。残業代が支払われる。会社は法令に従って該当従業員

員を社会保険に入れる。

事例4

工場の作業員から連絡があり、残業がひどいという（残業代は払われている）年末、年始には12時を超えて仕事をした。繁忙期前に連絡があり、4月前に退社したい意向があったが、そのまま繁忙期を迎える。

- 4、5月の残業がそれぞれ140時間、160時間になった。
  - 「12時お預かり、6時お渡し」のような時間サービスを実施しているので、帰れない。
  - 預かり量に対して、機械設備が少ない。ドライ機、水洗機がそれぞれ1台ずつで、一日3000点をさばく日がある。
  - 人時生産率は常時40を要求される。
  - 各工場で間に合わず、洗い時間を短くするようになる。
  - 新人が入ってきてもすぐ辞めるので慢性的な人手不足。
- ※過労死ラインを超え、命の危険があるので、退社を勧め、本人もそのようにした。現在は他のクリーニング会社に勤務。

| 社員番号 | 氏名   | 出勤時間  | 退社時間  |
|------|------|-------|-------|
| 1116 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1117 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1118 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1119 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1120 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1121 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1122 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1123 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1124 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1125 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1126 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1127 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1128 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1129 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1130 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 1131 | 田中 誠 | 14:46 | 20:01 |
| 2/1  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/2  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/3  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/4  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/5  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/6  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/7  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/8  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/9  | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/10 | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/11 | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/12 | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/13 | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/14 | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |
| 2/15 | 田中 誠 | 0:50  | 20:02 |

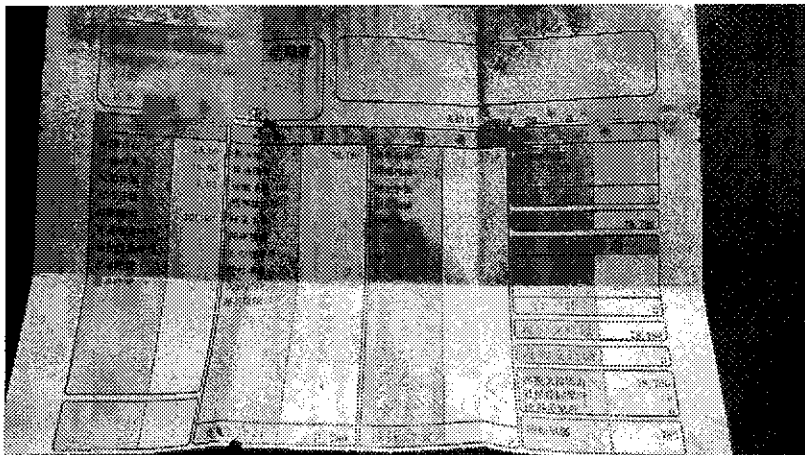
賃金規定・就業用クリーニング部新賃金について 就業用4月21日

本人、ご自身業務に就いていただきありがとうございます。  
 本件について、ご本人様もご承知のとおり、改めて御通知にさせていただきます。

| 受け手タイプ           | 研修期間 | 1ヶ月  | 2ヶ月  | 3ヶ月  |
|------------------|------|------|------|------|
| 研修期間             | 50時間 | 140円 | 160円 | 180円 |
| 1ヶ月              |      | 200円 | 220円 | 240円 |
| 2ヶ月              |      | 220円 | 240円 | 260円 |
| 3ヶ月              |      | 240円 | 260円 | 280円 |
| 日曜日・休日<br>平日5時以降 |      | 100円 | 120円 | 140円 |
| 2ヶ月以上            |      | 150円 | 170円 | 190円 |
| 3ヶ月以上            |      | 200円 | 220円 | 240円 |
| 4ヶ月以上            |      | 250円 | 270円 | 290円 |
| 5ヶ月以上            |      | 300円 | 320円 | 340円 |
| 6ヶ月以上            |      | 350円 | 370円 | 390円 |
| 7ヶ月以上            |      | 400円 | 420円 | 440円 |
| 8ヶ月以上            |      | 450円 | 470円 | 490円 |
| 9ヶ月以上            |      | 500円 | 520円 | 540円 |
| 10ヶ月以上           |      | 550円 | 570円 | 590円 |
| 11ヶ月以上           |      | 600円 | 620円 | 640円 |
| 12ヶ月以上           |      | 650円 | 670円 | 690円 |

宛て先 マネージャー、生産部長、工場長

◆キヨロアが、洗濯機について、ドライ機、水洗機のプログラムについて短縮洗いはして、洗い時間を短縮して、乾燥は会社で決められたプログラムがありますのでそれを守って洗濯することを厳守していただきます。



|    |      |       |
|----|------|-------|
| 15 | 5:26 | 0:52  |
| 16 | 5:52 | 1:30  |
| 17 | 5:11 | 21:55 |
| 18 |      |       |
| 19 | 6:44 | 2:27  |
| 20 | 5:41 | 0:07  |

### 3. 外国人技能実習生の問題

現在、クリーニング業界では外国人技能実習生の滞在期間が三年に延長されると大きな話題になっている。今までは一年間だったが、今後は制度上の「技能実習2号口」がクリーニングでも実施され、三年になるという。

当業界、最大の悩みは慢性的な人手不足。事業を拡張しようにも、マンパワーがなければできない。この点を解消できればクリーニング各社は安心して日々仕事に取り組めるだろう。三年になると、結果的に技能実習生の採用幅が大きく拡大し、多くの外国人が受け入れ可能になる。これを待望する業者も多い。

今までも「外国人を三年に」の声は多かった。今回は役員が一新した全ク連から提案があり、業界の総意として外国人技能実習生を三年にしたい旨を管轄である厚生労働省に申し入れることになりそうだ。クリーニング業界も新しい時代を迎えることになる。

しかしながら、この制度には以前より批判が多い。外国人技能実習制度とは、本来は日本の先進技術を開発途上国の人びとに伝授するボランティアという位置づけであり、行政

もその様に対応している。ところが、実態はどの業種においても人手不足を補うための労働力でしかなく、職種を選べず退職もできない「人身売買的行為」、「現代の奴隷制度」など海外からも激しく批判され、大手新聞社もたびたびこの制度の問題点を指摘している。

クリーニングは人手不足だ、だから外国人を三年に……という単純論法では済まされない問題である。

また、クリーニング業界の労働環境にも多大な問題がある。当方は2014年にNPO法人クリーニング・カスタマーズサポートとして活動開始したが、寄せられる相談は、クリーニング会社に勤める従業員達の労働相談ばかり。当業界の労働環境は予想外に悪かった。

他の業界では当たり前前の昇給、賞与、有給が全くなく、社会保険どころか雇用保険もない業者もある。これでは、むしろ労働者が辞めずにいるのが不思議なくらいだ。

当業界で働く労働者は技能実習生も含め、おおよそ40万人と推測される。これだけの人員を抱えながら、当業界では一度として労働問題を考える場を持たなかった。絶対に不可欠なことを欠いていたのでは、労働問題が起こるのは当然である。

その様な中で、日本人が来ないから、外国人で……という安直な姿勢で受け入れることが、果たしてできるのだろうか？甚だ疑問である。

とはいえ、このままではクリーニングに限らず、日本の労働力が不足、社会が機能しなくなるのは目に見えている。そうなると外国人技能実習生の拡充は総論では望ましい。

この点をよく考慮し、クリーニング業界の人びとが労働者の環境や待遇などについて、いちど立ち止まり、きちんと考えるべき。労働法規も守らないなら誰も来なくなるだろうし、いずれトラブルが起こるのは必至。襟を正して考えなければならない。

また、外国人が長くいて、人数も増えれば労働力不足が解消できると考えるのは早計である。人数が多くなり、長く滞在すれば彼らも権利を主張するようになるだろう。改めてその対応も協議すべきだろう。

現在でも外国人技能実習生は各社の重要なパートナー。問題なく良好に受け入れなければならぬ。実習生にとって最良の環境を保てるよう、業界を挙げて努力すべきである。

#### 4、労働組合の対処法

##### ○労働組合は避けられない

日本には労働組合法があり、昭和20年代には労働組合の結成が奨励された。他の業種には当たり前のように存在し、一般に定着している。労働法が守られていないクリーニング業界は彼らにとっては「宝の山」であり、狙われやすい職種であり、今後の組合結成は避けられない。おそらく、外国人技能実習生が三年になるあたりが転機になるだろう。

##### ○そんなに悪いものではない

クリーニング業界は労働組合について知識がなく、不安を感じる人も多い。しかし、組合は会社を潰すのが目的ではない。上手に付き合うことも大切である。

組合は業界を浄化させるものになる。安直な安売り業者、法令を著しく遵守しない業者はターゲットになりやすい。そうなると、まじめに業務に取り組み業者には追い風になるだろう。

○悪貨は良貨を駆逐する

クリーニングの世界は他社のコピーが多い。誰かが何かをやってそこそこ成功すると、みんなそれをするようになる。しかし、不正なことまで手を出すのは非常に危険である。

業界問題は、必ず悪い方からやってくる。正論を通すべきだろう。

○対処法

クリーニング業界はあまりにも労働法について無知すぎた。今後知識を豊富にして、怪しそうな行為、不正は避けるべき。従業員への通達文書は特に慎重に行うべきだろう。

私たちが労働者を抱えて仕事をするのは当たり前なので、変に逃げるような行いをせず、正々堂々と向かい合えばいい。

## 団 体 交 渉 申 入 書

株式会社 [REDACTED]  
代表取締役 [REDACTED] 殿

2018年 月 日  
東京都 [REDACTED]  
労働組合  
執行委員長 [REDACTED]  
TEL [REDACTED]  
FAX [REDACTED]

貴社従業員 [REDACTED] さん(ミャンマー国籍)は、本年 月 日をもって当組合に加入しました。つきましては下記のとおり団体交渉を申し入れます。日時変更希望等あれば、本年 月 日までにご連絡ください。

また未払となっている有給消化分給料も同 月 日までにお支払いください。(本年 月 11日～20日分 87,360円)

1. 日時 2018年 月 日 (月) 午後2時30分より
2. 場所 当組合事務所 (JR・丸の内線 [REDACTED] 駅 下車)
3. 交渉事項 前記組合員に関する以下の事項

- ① 社保等未加入について
- ② 雇用保険未加入について

※当日は雇用契約書、就業規則、タイムカード、賃金台帳の写しをご用意下さい。

なお、正当な理由なく、団体交渉を拒否することは労働組合法第7条2項に違反する不当労働行為であり罰則の対象となります。団交拒否、不誠実な対応がなされますと、当組合も東京都労働委員会への申立、所轄官庁への告発、関係企業への申入れ、労働争議、訴訟提起等の強硬手段に訴えざるを得ない事を申し添えます。

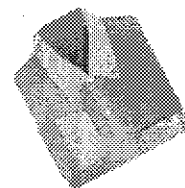
以上

# クリーニング会社で働く皆さんへ



## 皆さん 困っていませんか！？

- 給料が全然上がらない
- 働いた分の残業代が出ない。ノルマ達成しないと残業つかない
- 備品は自腹で購入させられる
- 休憩時間が取れない。「休憩した」とされて給料が引かれる
- 人手不足で休日が少ない
- 人が入ってもすぐ辞めてしまう
- 夜中まで働かされる
- 職場が暑く、熱中症で倒れそう
- マネージャーが荒っぽく、パワハラがひどい
- 紛失品、事故品を弁償させられる
- シミ抜き料金を取っているけど、落ちないので苦情が大変
- 一年中半額セールばかり …etc



皆さんこんな問題抱えていませんか？ こういった問題は、クリーニング会社でどこも共通して起きている問題です。実はあなたの働いているクリーニング会社だけの問題ではありません。日本のクリーニング業界は、長引く安売り合戦の影響で、労働環境が最悪でこんなに問題があってもなかなか改善されないブラック業界となってしまっています！

**でも、もう安心！クリーニング会社で働く  
皆さんをサポートする団体ができました！**





## 全統一技能実習生相談事例

2018年7月25日

### (1) 新規 解雇

フジコン 北陸国際協同組合

ベトナム人男性、富山市、コンクリート製造。2017年8月来日、暴行頻発、監理団体に企業移動を要望すると、送出しと監理団体が帰国を強要、会社は5/2に解雇。監理団体からパスポート、在留カードを渡すよう強要され、拒否すると警察に連行。5/11、監理団体宿舎から追放される。郡山岡部さんが保護。7/2公然化通知。

### (2) 新規 解雇 強制帰国

シンワ 共進情報事業協同組合

ベトナム人男性、神戸市、プラ成形。監理団体は大阪市。2018/1入社。7/4、監理団体による強制帰国の途中、救助を発信し郡山岡部さんが対応、関西空港で出国時に強制帰国を訴え、岡部さん知人が保護する。監理団体、実習企業の移籍を希望。リンクに対応を依頼、神戸ワーカーズユニオンにて検討中。

### (3) 新規 奴隷拘束

兵庫〇〇縫製 尼崎〇〇協同組合

カンボジア人女性9名、兵庫県美方郡、縫製業。パスポート、在留カード取り上げ、給料は会社監理、小遣い月2万のみ、夜中まで残業、休日なし。山中で逃げることもできない。カンボジア大使館、技能実習機構に相談も対応してもらえず。救出してほしい、会社移動を希望。森ボーラさんが本人と連絡。但馬ユニオンに対応依頼中。

### (4) 相談情報

国会議員秘書から。神奈川の産廃業者で働くベトナム人実習生が埼玉県八潮市で自殺。職場でいじめに会っていたとの遺書を残す。家族は遺体を送るよう希望したが、監理団体は火葬し遺骨を本国へ送る。監理団体が家族に口止めを？

### (5) 相談情報

シェア（国際保険協力市民の会）から。ミャンマー人実習生が妊娠、本人・パートナーとも解雇・帰国強要などを恐れ失踪中。適切な相談先と解決方法は？

### (6) ワコールからCSR調査協力要請

ソーイング愛媛・えひめファッション産業協同組合事件（解決済み）に関して、ワコール代理人から協定書等の資料開示、技能実習生の労務管理に関する情報提供、調査協力の要請あり。実習企業・協同組合は協力を表明している。

## 全統一技能実習生相談事例

2018年9月28日

(1) 強制帰国 CKニットグローバル21もがみ協同組合  
ベトナム人女性、山形県新庄市、縫製。郡山シェルター。仕事が遅いなどを理由に強制帰国を告げられる。パスポート、在留カード、健康保険証、預金通帳を会社が保管、夜間「内職代」のみを本人へ。休日は月1日のみ。会社社長は監理団体理事長を兼ねる。9月、技能実習機構から移動斡旋、解決調整中。

(2) 除染労働 日和田 中央ビジネス協同組合  
ベトナム人男性3名、福島県郡山市、建設（鉄筋、型枠施行）。郡山シェルター。郡山、本宮で除染、浪江でも配管工事。休業時は一日5600円引かれる。除染特別教育を受けず書類偽造。7/10 団交、9/12折衝。避難区域浪江での被ばく労働の詳細を開示せず。

(3) 解雇 フジコン 北陸国際協同組合  
ベトナム人男性、富山市、コンクリート製造。郡山シェルター。暴行頻発、監理団体に企業移動を要望すると、送出しと監理団体が帰国を強要、会社は解雇。監理団体からパスポート、在留カードを渡すよう強要され、拒否すると警察に連行、監理団体宿舎から追放される。7月公然化、9月再度団交申し入れ。

(4) 暴行 龍江建装 海外建設資材・人財協同組合  
モンゴル人男性、千葉県鎌ヶ谷市、建設（左官）。無免許運転に同乗していた実習生3人を社長が灰皿、ゴルフクラブで殴る、パイプを膝にはさみ正座させるなどの暴行を加えた。社長が逮捕、示談金40万円で合意退職とされた。移動先が見つからず、6月に再入国し公然化、モンゴル大使館に支援要請。9月再入国し解決交渉。

(5) 新規：強制帰国 アサノ ヒューマンブリッジ協同組合  
モンゴル人男性、埼玉県川口市、建設（左官）。遅刻無断欠勤を理由に解雇、帰国強要。監理団体も帰国を容認する。8/28 会社折衝、8/30 団交、実習移動希望で解決交渉中。

(6) 新規：休暇帰国拒否 レイテック I・P・T協同組合  
カンボジア人男性、東京都瑞穂町、建設（締固め）。両親の病気手術で2週間の帰国を求めると、会社は退職強要、暴力の頻発も。9/4公然化、9/5、9/6、9/26 監理団体折衝、実習機関移動を要求。